**平成２２年（フ）第１４９９号**
千葉県船橋市三咲８丁目11番26号
債務者　石川　久江（旧姓三瓶）
1　決定年月日時　平成22年12月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月４日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

**平成２２年（フ）第１５０１号**
千葉市緑区高田町2274番地83
債務者　白井　聖子
1　決定年月日時　平成22年12月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月４日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

**平成２２年（フ）第１５１２号**
千葉県市川市菅野４丁目７番４号
債務者　横山一二三
1　決定年月日時　平成22年12月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月４日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

**平成２２年（フ）第１５２１号**
千葉県習志野市花咲１丁目21番28号　岡部コーポ106号
債務者　佐藤　幸二
1　決定年月日時　平成22年12月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月４日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

**平成２２年（フ）第１５２７号**
千葉県船橋市田喜野井６丁目13番19号　グリーンクラスター201号
債務者　石田　泰教
1　決定年月日時　平成22年12月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月４日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

**平成２２年（フ）第１５３２号**
千葉県船橋市田喜野井５丁目24番11号　サンハイツ田喜野井103号
債務者　佐々木雄一
1　決定年月日時　平成22年12月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月４日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

**平成２２年（フ）第１５３４号**
千葉県船橋市宮本６丁目３番１―608号
債務者　名塚　照男
1　決定年月日時　平成22年12月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月４日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

**平成２２年（フ）第２７４４号**
愛知県北名古屋市二子比良出84番地２　エスポワールツイン302
債務者　星野　香織（旧姓松田）
1　決定年月日時　平成22年12月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月４日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２２年（フ）第４７４１号**
大阪府豊中市服部南町５丁目１番25―105号
債務者　前川　　守
1　決定年月日時　平成22年12月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２２年（フ）第６５６９号**
大阪府交野市私市４丁目38番１号
債務者　松茂実業こと　松茂　延俊
1　決定年月日時　平成22年12月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２２年（フ）第６６３５号**
大阪市淀川区三津屋中１丁目５番９号
債務者　濱西ひとみ
1　決定年月日時　平成22年12月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２２年（フ）第８０４５号**
大阪市西成区天下茶屋東１丁目10番５号
債務者　寺田　和代
1　決定年月日時　平成22年12月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２２年（フ）第８２２１号**
大阪市住吉区帝塚山中１丁目６番20号、住民票上の住所神戸市垂水区塩屋北町４丁目14番７号
債務者　吉相　博史
1　決定年月日時　平成22年12月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２２年（フ）第８２３２号**
大阪市東住吉区南田辺５丁目12番１号　ファミール水島202号
債務者　三吉　　正
1　決定年月日時　平成22年12月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２２年（フ）第８３４１号**
大阪市西区土佐堀３丁目３―21　カーサ土佐堀904号室、住民票上の住所兵庫県川辺郡猪名川町白金３丁目30番地５
債務者　牛島知奈美
1　決定年月日時　平成22年12月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２２年（フ）第８５０７号**
大阪市都島区内代町２丁目７番１号　伴田方
債務者　土室美穂子
1　決定年月日時　平成22年12月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２２年（フ）第８５２９号**
大阪市中央区谷町７丁目５番35号　クレメゾン３Ａ
債務者　浦谷　俊一
1　決定年月日時　平成22年12月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部